

原付講習業務委託仕様書

第1 目的

この仕様書は、高知県が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号に規定する講習（以下「原付講習」という。）を業務委託することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習対象者

1 受講対象者

原付講習は、法第90条の2第1項第3号に規定するもので、原付講習の対象者については、原付試験に合格した者又は原付講習を事前に受けることを希望した者とする。

2 受講時の年齢

受講時の年齢については、満15歳以上とする。

第3 法人等の要件

原付講習業務は、別に定める「令和8年度取得時講習等の委託に関する高知県公安委員会認定審査について」により、高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が審査した結果、適格と認定された法人等（以下「認定法人」という。）に委託するものとする。

第4 業務委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第5 講習実施予定人員及び講習実施日等

1 講習実施予定人員

年 度	受講者数
令和8年度	760

注：あくまで委託期間中の見込み件数であり、必ず上記の件数の申請があることを約束するものではない。

2 講習実施日、回数

講習の実施回数は、講習を受けようとする者が集中する春休み、夏休み等繁忙期においても対応することができるよう実情に応じた運用を行うこと。

第6 業務委託の内容

1 受講申出の受付に関すること。

2 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第6項に定められた原付講習の実施に関すること。

- 3 原付講習終了証明書の作成及び交付に関すること。
- 4 受講者等の傷害保険に関すること。

第7 講習時間、講習細目

講習時間は180分とし、別添1「原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」及び別添2「原付講習指導要領」に基づいて実施すること。また、講習の課題・コース設定については、別添3「原付講習の課題・コース設定基準」に従って設定すること。

なお、休憩時間は、講習時間外に適当な時間を設けること。

第8 講習指導員の要件及び任用等

1 講習指導員の要件

講習指導員は、法第99条の3第4項の教習指導員資格者証（以下「教習指導員資格者証」という。）の交付を受けている者、二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた特別指導員及び地方二輪車安全運転推進委員会の認定を受けた指導員又は次に掲げる要件を満たす者を充てること。

- (1) 年齢が21歳以上の者であること。
- (2) 一般原動機付自転車（以下「原付車」という。）を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
- (3) 原付車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。
- (4) 過去2年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分を受けたことがないものであること。
- (5) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年以上経過している者であること。
- (6) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年以上経過している者、又は現に起訴されていない者であること。
- (7) 人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有する者と公安委員会が承認した者であること。

2 講習指導員の任用

(1) 申請

講習指導員を任用するに当たり、別記第1号様式の「講習指導員承認申請書」を公安委員会に提出し、承認を受けること。

ただし、教習指導員資格者証を有している者並びに既に公安委員会の承認を受けている講習指導員は提出の必要はない。

(2) 承認

公安委員会は、前記(1)による講習指導員承認申請書の提出を受け、講習指導員として承認したときは、別記第2号様式の「承認書」を受託者に交付するものとする。

3 講習指導員の解任

- (1) 講習指導員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項各号及び同条第2項各号のいずれかに該当する場合には、受託者に対して講習指導員を解任し、又は必要な期間その者の業務の停止等を請求することができる。
- (2) 受託者は、前記(1)による請求を受けた場合は、処置の経過及び結果を文書により高知県警察本部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に報告すること。

第9 講習の実施方法

1 指導員の数

原則として10人を1クラスとし、その1クラスに講習指導員3人を配置すること。

なお、3人のうちから中心となる講習指導員を指定し、その者の指示により効果的な講習を行うこと。

2 聴覚障害者等の安全の確保

聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別の対応を希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、免許センター長と協議の上、受講者の安全確保のために必要な措置を講じること。

第10 講習用器材等

- 1 実車講習中は、他の交通も予想されるので、受傷事故防止面から防護ネット、ロープ、パイロン及びハンドマイク等を受託者において準備し、有効に活用すること。
- 2 運転適性検査は、公安委員会が提供する安全運転自己診断警察庁方式KM85型「あなたが考える安全運転適性」又はこれと同等以上の安全運転用の自己診断用の検査用紙を使用すること。
- 3 公安委員会が提供する教本を、受講者に無償で配布し、講習に活用すること。
- 4 視聴覚教育にはDVD等を活用して効果的に行うこと。

第11 講習車両

使用する車両については、スクータータイプのものとする。ただし、必要に応じて変速ギア付車両を併用してもよい。

なお、車両は受託者が確保し、常に良好な状態に整備すること。

ただし、身体の障害などにより、受託者が確保できない車両（身体に応じた改造を施した車両）が必要な場合は、受講者の持ち込みにより講習を実施すること。

第12 講習申出受理等

- 1 講習は予約制とし、受講者の住居地に関係なく受理するものとする。
- 2 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の5の3第3項には、下記の者は講習を受ける必要がないと規定されているので、本人からその事実の有無を必ず確認すること。
 - (1) 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者で原付車を運転することができる免許を受けていた者
 - (2) 原付免許を申請した日前6月以内に原付車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して3月以上のもの
 - (3) 原付免許を申請した日前1年以内に法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を終了した者。

なお、取消処分者講習を終了した者については「取消処分者講習終了証明書」等で確認すること。
- 3 原付試験を受験する前に原付講習の受講を希望する者（以下「事前講習希望者」という。）には、講習の有効期限が1年であり、有効期限内に原付免許の試験に合格しなければ再度受講する必要があることを説明すること。

特に満15歳の事前講習希望者については、16歳の誕生日まで原付免許の試験を受験できないため、上記説明に加えて講習修了後1年以内に原付免許の試験を受験可能な見とおしがたっているのか確認すること。
- 4 受講の申し出があった時には、下記アからウまでの書類の提出を求め、本人であることの確認を行ったうえで、下記アのみを受領し、下記イ及びウについては原付免許の交付申請時にも必要であることを説明してから返却すること。
 - ア 別記第3号様式の「原付講習受講申出書」
 - イ 本籍地の記載された住民票の写し又は特別永住者証明書等
 - ウ 本人確認書類（個人番号カード、パスポート等）
- 5 受講手数料は、高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）に基づく額の高知県収入証紙を原付講習受講申出書の所定の欄に貼付する方法で徴収すること。

第13 受傷対策

受託者はヘルメット、ゼッケン、手袋等の資器材を用意し、受講者に対し、講習中の受講事故防止への意識付けを行った上で、前記ヘルメット等を確実に装着させること。

なお、講習中の事故等に備え救急用品を配備するほか、傷害保険に加入すること。

第14 荒天時の措置

原則として、天候不順時にあっても講習は実施することとするが、雷等の生命に危険が及ぶおそれのある悪天候により予定していた講習の実施が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させること。

第15 講習の中止

次の場合は、講習を中止し退場させることとする。

- 1 故意に事故を起こした場合
- 2 講習指導員に暴行した場合
- 3 粗野な言動等を行い、講習の秩序を著しく乱して他の受講者に迷惑をかけ、警告しても従わない等、そのままの状態では講習が継続できないと受託者が判断した場合

第16 講習終了時の措置

- 1 「原付講習受講申出書」の※印欄に実施日等を記入すること。
- 2 講習を終了した者に対して規則に定める別記様式第22の10の4（道路交通法施行規則第38条関係）「原付講習終了証明書」（以下「終了証明書」という。）を交付するとともに、受託者において副本（コピー）を保管すること。
- 3 終了証明書の左上部の番号は、「83を除いた教習所のコード番号」と「その年度における当該教習所の通し番号」を記入すること。
(例) 高知県自動車学校で発行する終了証明書の番号
第01-1号、第01-2号・・・
- 4 終了証明書を交付する際には、高知県警察本部運転免許センター（以下「免許センター」という。）及び認定法人が原付講習業務を実施するための施設を管轄する警察署における原付免許の交付申請時に前記本人確認書類とともに終了証明書の提出が必要であることを教示すること。
- 5 交付する際は、別記第4号様式の「講習受講者名簿」を作成し、受講者に受領確認のために署名させること。
- 6 終了証明書の用紙については公安委員会が負担し、受託者に交付することとする。
- 7 受講者から紛失等により終了証明書の再発行申請を受理した場合には、無償で再発行すること。
再発行する終了証明書の右上部に「再発行」と朱書きした上で、再発行した終了証明書を申請した者に交付すること。
再発行の際には「講習受講者名簿」の右欄外に「再発行」の文言と再発行日を朱書きすること。
- 8 講習の実施結果について、別記第5号様式の「原付講習実施結果報告書」を作成し、「原付講習受講申出書」及び「講習受講者名簿」を添付のうえ、速やかに免許センターに送付すること。

第17 実績報告及び検査等

1 実績報告

月間の講習回数等について、別記第6号様式の「原付講習実施結果報告書(月報)」を作成し、原則として翌月3日までに免許センターに送付すること。

2 委託業務の検査等

免許センター長は、前記1による実績報告を受理したときは、速やかに検査を行うものとし、検査の結果、委託業務の履行が仕様書等に適合していないと認めるときは、受託者に対してその改善を求めるものとする。

第18 委託料の請求

委託料は1ヶ月分の委託業務を完了し、検査に合格したときは、当該月分の委託料の支払いを、別記第7号様式の「請求書」により免許センター長を経由して高知県警察本部長に請求するものとする。

第19 指導監督及び随時の検査

免許センター長は、講習が適正に執行されるよう、受託者に対して指導監督を行うものとする。

また、免許センター長は、必要に応じて随時に検査を行うものとし、受託者は、検査を受けるに当たって免許センター長の要求に応じて、必要な書類等を提示し、指導監督に従うこと。

第20 研修

受託者は、委託業務に必要な研修会を開催し、講習指導員の資質の向上に努め、委託業務の充実を図ること。

受託者は、必要がある場合には、免許センターが行う講習に関する研修等を受けさせること。

第21 問題等の発生時の措置

1 講習終了に際し、修得状況が良好でない者については、再度講習を受けるよう勧奨すること。

なお、再受講の際には前回での未修得科目について指導することとし、講習手数料は徴収しないこと。

2 講習受付後又は講習中に事故等が発生した場合は、免許センター長及び認定法人が原付講習業務を実施するための施設を管轄する警察署長に速報し指示を受けるとともに、別記第8号様式「事故発生報告書」を作成し、免許センター長に提出すること。

3 講習中において受講者が疑義を申し立てた場合又は、受託者において不審点等を発見した場合は、そのまま受講させることなくその都度免許センター長に報告し指示を受けること。

別添 1

原付講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

講習科目	講習細目	指導内容	所要時間	
受付	1 集合時間の告知 2 グループ編成		10分	
			小計	10分
開講	1 開講の挨拶 2 講師紹介 3 講習実施上の諸注意 4 準備体操 5 ヘルメットの着用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・手足の柔軟体操 ・ヘルメットの着用方法、正しいあごひものしめ方 	10分	
			小計	10分
基本操作	正しい手順及び正確な操作 1 装置の名称と取扱い 2 運転姿勢 3 アクセルとブレーキ 4 スタンドのたて方とおろし方	<ul style="list-style-type: none"> ・運転に必要な装置の位置と役割 ・自然なフォーム、特に肩や肘に力の入らない姿勢 ・ゆっくりとしたアクセルの回し方と素早い戻し、スムーズなブレーキ操作 ・アクセルに手を触れないスタンドのたて方、おろし方 	3分	
			2分	
			5分	
			2分	
			小計	12分
基本走行	バランスとスムーズな走行 1 発進と停止 2 スピードの調節 3 8の字走行 4 カーブ走行 5 徐行 6 狭路での安定走行 7 視点、視野範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・バランスのよい直進、安定した停止 ・無理のない操作による加速と減速 ・スムーズな切返し ・直線における加・減速、カーブでの安定走行 ・見通しの悪い場所での徐行 ・狭路の手前での適切な減速と安定走行 ・十分な安全確認のできる視点と範囲 	10分	
			2分	
			12分	
			5分	
			5分	
			5分	
			5分	
			小計	44分
応用走行	法規走行及び安全運転 1 合図と安全確認 2 進路変更 3 交差点での安全走行 4 交差点での優先順位 5 危険予知、危険回避	<ul style="list-style-type: none"> ・合図の時期と安全確認 ・スムーズな進路変更と安全確認 ・正しい右・左折と安全確認、他車との関係 ・正しい停止位置での確実な停止 ・方向指示器操作、安全確認と安定走行 ・連続する法規履行走行 ・混合交通の中での優先順位 ・隠れた危険の予知、障害物の回避 	3分	
			2分	
			8分	
			7分	
			4分	
			15分	
			10分	
			10分	
			小計	59分
安全運転の知識	1 運転適性検査 2 視聴覚教育	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転自己診断を使用した安全指導 ・映画、DVD、写真パネル、教本等を活用した教育及びディスカッション 	15分	
			20分	
			小計	35分
閉講	1 閉講のことば 2 原付講習終了証明書の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・自己防衛及び人命尊重の精神を醸成するための動機付け 	5分	
			5分	
			小計	10分
備考	休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。		合計所要時間	180分

別添2

原付講習指導要領

○ 開講

講習細目	指導要領	備考
1 開講のあいさつ 講習実施上の諸注意	(1) 講習の目的、内容、事故防止等について事前指導する。 ① 交通事故を防止するために、原付車の安全な運転方法を身に付けることを目的として行うものであること。 ② 講習内容は決して難しいものではないが、原付車の取扱方法や運転方法を誤ることによって事故につながるものであること。 ③ 指導員の指示に従って講習を受け、勝手な行動はとらないこと。	
2 準備体操	(1) 手足の柔軟体操を行い、体をほぐす。	
3 ヘルメットの着用方法	(1) 着用の仕方について指導する。 ① 内部のあごひもの損傷の有無を確認する。 ② あごひものを確実に締める。 ③ アミダや目深にかぶらない。 ④ P S (C) マークか J I S マークの付いたものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・混合交通の中で視認性の高い色のものをかぶらせる。 ・反射テープの付いたものを選ぶか、はり付けさせる。 ・転倒等で強いショックを受けたり、傷のついているものはかぶらせない。

○ 基本操作～正しい手順及び正確な操作

講習細目	指導要領	備考
1 装置の名称と取扱い	(1) エンジンスイッチ、アクセル、前・後輪ブレーキ、キックペダル、方向指示器などの位置とそれぞれの役割を説明し、その取扱いを実際にやって見せてから行わせる。	<ul style="list-style-type: none"> ・まごつかずにできるようにさせる。
2 運転姿勢	(1) スタンドを立てた状態にして乗車させ、正しい運転姿勢を指導する。 ① 目は素早く情報をとれるように、前方を広く等しく見る。 ② 肩は力を抜いて自然にする。 ③ 肘は力を抜いてわずかに曲げ、脇をしめる。 ④ 手はグリップの中央を握り、親指を下にして軽く握る。 ⑤ 腰は体が安定する位置を選ぶ。 ⑥ 膝は軽く内側に向け、外側に開かない。 ⑦ 両足はステップに乗せ、足先は前方に向ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・肘が外に出ているときは、力が入っているので、少し内側へ入れさせる。 ・腰が前すぎたり、後ろすぎたりすると、肩や腰に力が入り、体が不安定になることを指導する ・内腿で軽くシートを挟ませる。
3 アクセルとブレーキ	(1) エンジンをかけない状態で練習する。 ① アクセルをゆっくり回す。 ② 素早く戻す。 ③ ブレーキをかける。 (2) 正しくできるようになったら、エンジンをかけて指導する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導員のかけ声にあわせて行う ・グリップを握るときは、小指が外に出ないようにさせる。 ・アクセルグリップは回すことより戻すことを強調するなど、アクセルワークをマスターさせる
4 スタンドの立て方、おろし方	(1) 路面の硬い平坦な場所で、車体をまっすぐにして、センタースタンドをこの利用で立てることを指導する。 ① 左手でハンドルを握り、右手でキャリアを持つ。 ② 右足でセンタースタンドを踏みながら、右手でキャリアを引き上げてスタンドを立てる。 ③ 同じ要領で、ハンドル及びキャリアを持って前に押し出してスタンドをおろす。	<ul style="list-style-type: none"> ・右手でアクセルを握らせると飛び出す危険性があるので、握らせない。

○ 基本走行～バランスとスムーズな走行

講習細目	指導要領	備考
1 発進と停止	(1) 直進のみの発進と停止を繰り返す。 (第1ステップ) ① 両足を路面につけて乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回す。 ③ 0.5mくらい発進したら、素早くアクセルグリップを戻す。 ④ ブレーキをかけて止まる。 (第2ステップ) ① 右足をステップに乗せ、左足を路面に接地して乗車する。 ② アクセルグリップをゆっくり回し、動き出したら左足をステップに乗せる。 ③ 1mくらい前進したら、素早くアクセルグリップを戻し、左足を前方に出し、ブレーキをかけて止まる。	<ul style="list-style-type: none"> ・急な発進停止をさせない。 ・転回の時は、車から降りて押し歩きさせる。その時、右手はシート又はキャリアを握り、アクセルグリップは握らせない。 ・指導員のかけ声にあわせスタートさせる。

	<p>④ 止まったら左足で車を支える。</p> <p>⑤ 発進から停止までの距離を1～2m、3～4m、4～5mと延ばす。</p>	
2 スピードの調節	<p>(1) 直線を利用し、加速、減速操作が行えるようにする。</p> <p>(2) 直線部分で加速し、前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを併用して減速することを繰り返す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 減速時はエンジンブレーキを併用させる。
3 8の字走行	<p>(1) 8～10mの間隔にパイロン2本を置いて指導する。</p> <p>① 2本のパイロンの外側を左回りで走行させる。速度を10～15km/hに上げる。転回する手前で前・後輪ブレーキをかけ、速度を5km/hくらいに戻す。カーブをゆっくりと曲がる。</p> <p>② 2本のパイロンの外側を右回りで走行させる。</p> <p>③ 8の字を描くように走行させる。できる範囲の大きさからはじめ、徐々に半径を小さくする。</p> <p>(2) 視線は曲がる方向へ向けさせる。</p> <p>(3) 曲がることに不安な者に対しては、曲がる方向の足を着地させながら曲がらせ、習熟度に応じて足をステップに乗せるようにさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アクセルを一定に保たせる。 曲がる方向の内側へ車体を傾けさせる。 傾斜に対する不安をここで十分に取り除く。
4 カーブ走行	<p>(1) 外周を利用し、直線ではスムーズな加速を行い、カーブの手前では前・後輪ブレーキとエンジンブレーキを使った減速をして、カーブを安定して曲がれるようにする。</p> <p>(2) 習熟度に応じて、直線部分で指示速度まで上げさせ、カーブ手前での指示速度までの減速を繰り返す。</p> <p>(3) 指定区間内で加速や減速が行えるように指導する。</p> <p>(4) カーブ手前の減速開始目標位置からは、エンジンブレーキと前後輪ブレーキを併用して減速し、内側の足を着地させるか両足を着地させてゆっくりとカーブを通過する。危険であると判断した場合は車から降りて押して歩かせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 曲がる方向に顔、目線を向けさせる。 カーブでは、一定の速度で走らせる。 急なアクセルの開閉はさせない
5 徐行	<p>(1) 交通整理の行われていない見通しの悪い交差点等での徐行の手順について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で前・後輪ブレーキを使って十分に減速する。</p> <p>② 徐行して進行する。</p> <p>③ 左右及び前方の安全確認をする。</p> <p>④ 特に左右の安全が確認できてから、速度を上げる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交差道路を通行する車両に応じて停止することも併せて指導する。 左右の見通しのきく地点に出るまでは、いつでも停止できる速度で進行することを指導する。
6 狭路での安定走行	<p>(1) 進路の前方にある路上障害物の側方を通過するなど、左右の幅員が極めて狭い場所を通行する方法について指導する。</p> <p>① あらかじめその手前で十分に減速する。(5km/hくらい)</p> <p>② 障害物の側方を接触しないように、一定の速度を保ちバランス良く通過する。(3～5km/h)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害物にハンドル等が接触しないようにさせる。 視線はやや前方に向けさせる。
7 視点・視野範囲	<p>(1) 死角があることを理解させるため、一点だけを注視しないで、絶えず周囲(前方、後方、側方)の交通状況を把握することを指導する。</p> <p>(2) コース設定基準に示すように原付車を配置し、Aの原付車に乗車した場合、バックミラーにはBの原付車は映るが、Cの原付車は映らないことを確認させる。</p> <p>(3) 死角の中に潜んでいる側方などの車両に対する危険性について認識させる。</p> <p>(4) 見えない部分は顔を動かして見ることを指導する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> バックミラーだけでなく、直接自分の目で死角の部分を見て確認させる。 二輪車は、走行車線上の近くを見る傾向があるので、広く等しく前方、後方、側方を見るようにさせる。

○ 応用走行～法規走行及び安全運転

講習細目	指導要領	備考
1 合図と安全確認	<p>(1) 右折、左折、転回、進路変更をする場合の合図を出す時期と方法について指導する。</p> <p>① 右・左折の合図は、その行為をしようとする地点又は交差点から30m手前の地点に達したときに行い、右・左折が終わるまで継続する。</p> <p>② 転回するときの合図は、その行為をしようとする地点から30m手前の地点に達したときに行い、転回が終わるまで継続する。</p> <p>③ 同一方向に進行しながら進路を変えるときは、その行為をしようとするときの3秒前に出す。</p> <p>(2) 安全の確認は、その行為を起す前に行い、バックミラーにのみ頼ることなく、直接自分の目で前後左右を確認させる。</p> <p>(3) 乗車させて、合図の出し方や安全確認の手順を掛け声で指示し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指示は、実際の道路交通の場面を想定して行う。

2 進路変更	<p>て行わせる。</p> <p>(1) 進路変更に伴う正しい合図と安全確認の仕方について指導する</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後方の安全をバックミラーと自らの目で確認する。 ② 進路変更をしようとする側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、後方の安全を確認してから、緩やかに進路を変更する。 ④ 進路変更を完了したら合図をやめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3秒間の目安は、ウインカーが4～5回点滅する時間。
3 交差点での安全走行	<p>(1) 停止位置での正しい停止の仕方と安全確認について指導する。</p> <p>(2) 交差点での右折方法と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 右側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、右後方及び側方の安全を確認する。 ④ 緩やかに中央線寄りに進路変更する。 ⑤ 交差点から30m手前で右折の合図を出して減速する ⑥ 交差点の中心の直近の内側を徐行して曲がる。 ⑦ 曲がり終わったら、合図を戻す。 <p>(3) 交差点での二段階右折と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① あらかじめできる限り道路の左端に寄り、方向指示器を右に出し、まっすぐ交差点に近づく。 ② 交差点に近づくにしたがって、スピードを落とす。 ③ 交差点の側端に沿って徐行しながら直進し、道路をほぼ横断し終わったところで停止する。 ④ 停止した地点で、右後方の安全確認をして右に向きを変え、方向指示器を戻す。 ⑤ 対面する信号機の青信号に従い、左右の安全を確認した後、交差点の側端に沿って直進する。 <p>(4) 交差点での左折方法と安全確認について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 左後方の安全確認をバックミラーと目で行う。 ② 左側の合図を出す。 ③ 3秒経過後、左後方の安全を確認し左側端に寄る。 ④ 交差点から30m手前で左折の合図を出して減速する。 ⑤ 交差点の左側端に沿って徐行して曲がる。 ⑥ 曲がり終わったら、合図を戻す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交差点内では、最も安全な速度と方法で通行させる。 ・交差点の手前では、十分に減速させる。 ・危険を感じたら、まず止まることを強調する。 ・合図の戻し忘れに注意させる。 ・第一段階、第二段階の順に安全確認の仕方について指導する。 ・第一段階の直進し終わった地点で右に曲がりすぎないように注意させるとともに、方向指示器は向きを変えた後に戻させる。 ・信号機がコースに設置されていない場合には、指導員の手信号又はかけ声により明示する。 ・小回りによるふらつきに十分注意させる。 ・交差点に入る前に左右の安全を確認させる。
4 交差点の優先順位	<p>(1) 交差点における車両相互間の優先順位について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右折するとき、直進や左折する車がある場合は、一時停止か徐行して道を譲る。 ② 明らかに道幅の広い交差点に同時に入ろうとするときは、道幅の広い道路を走る車に道を譲る。 ③ 道幅の同じような交差点に同時に入ろうとするときは、左側の車に道を譲る。 ④ 優先道路に出ようとするときは、一時停止か徐行して優先道路を走っている車の通行を妨げない。 ⑤ 一時停止の標識のある交差点では、必ずその手前で一時停止し、交差道路を通行する車の通行を妨げない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他車の行動を予知・予測して安全な行動を取ることを指導する ・少しでも危ないと感じたら、まず止まらせる。 ・交差点は、事故の多い場所なので、他車の動きに注意させる。
5 危険予知・危険回避	<p>(1) 路上障害物(駐車車両、道路工事等)の側方を通過する場合は、急な人の飛び出しなどに十分注意し、安全な間隔を保ち走行することを指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 右後方の安全確認をして、右側に合図を出す。 ② 緩やかに進路を右側に変える。 ③ 路上障害物との間隔を1m以上保つ。 ④ 障害物の陰からの人の飛び出しの有無を確認して通過する。 ⑤ 左に合図を出し、左側の車線に戻る。 ⑥ 合図を戻す。 <p>(2) 駐車している四輪車の側方を通過する場合等には、右側のドアが急に開いて衝突することがあることを指導する。(渋滞している四輪車の側方を通行する場合は左側のドア)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の道路交通の場では、常に危険状況が多くあることを予知予測して、安全な速度と方法で走ることを理解させる。 ・危険に対する予知能力を高める。 ・乗車している車両の側方を通過する場合は、ドアが開くものと予測させる。

○ 安全運転の知識

講習細目	指 導 要 領	備 考
1 運転適性検査	(1) 全員に安全運転自己診断を実施し、安全指導する。	
2 視聴覚教育	(1) 映画、教本、写真・パネル等を活用した教育を実施し、受講者とのディスカッション方式により安全運転の知識について指導する。	

○ 閉講

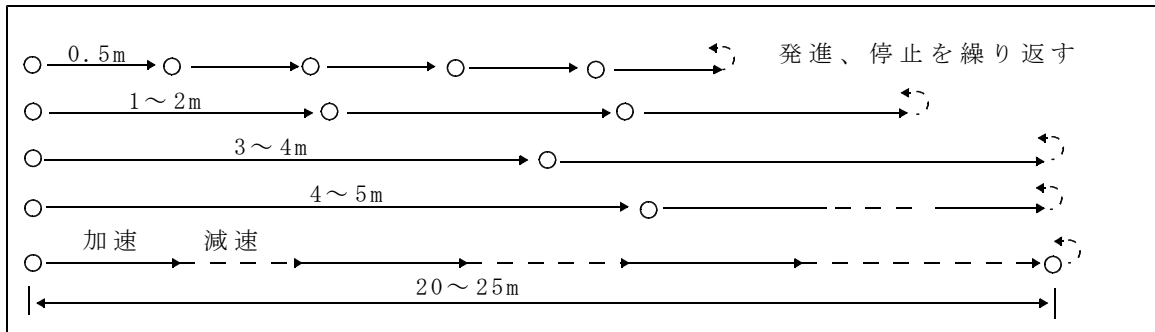
講習細目	指導要領	備考
1 閉講の言葉 2 原付講習終了証明書 の交付	(1) 自己防衛、人命尊重の精神を醸成するための動機付けを行う。	

別添 3

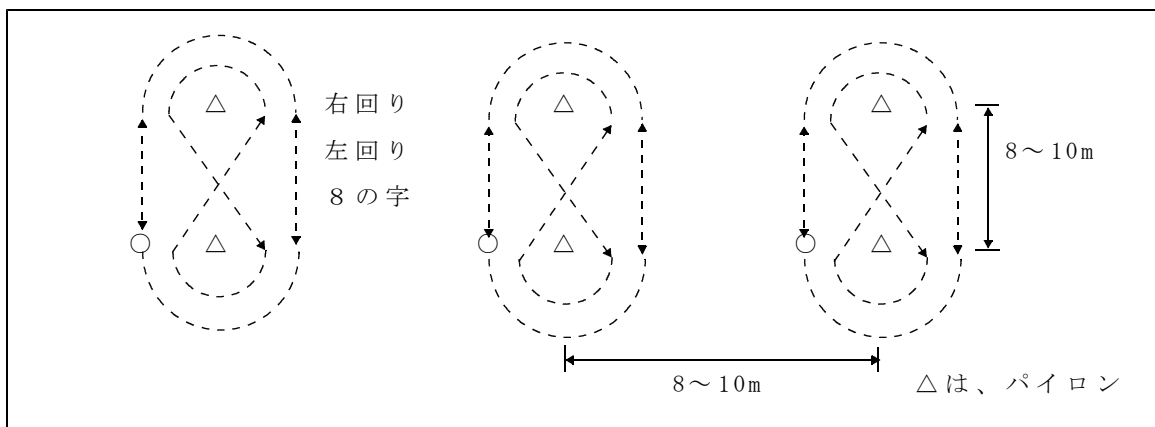
原付講習の課題・コース設定基準

○ 基本走行の課題

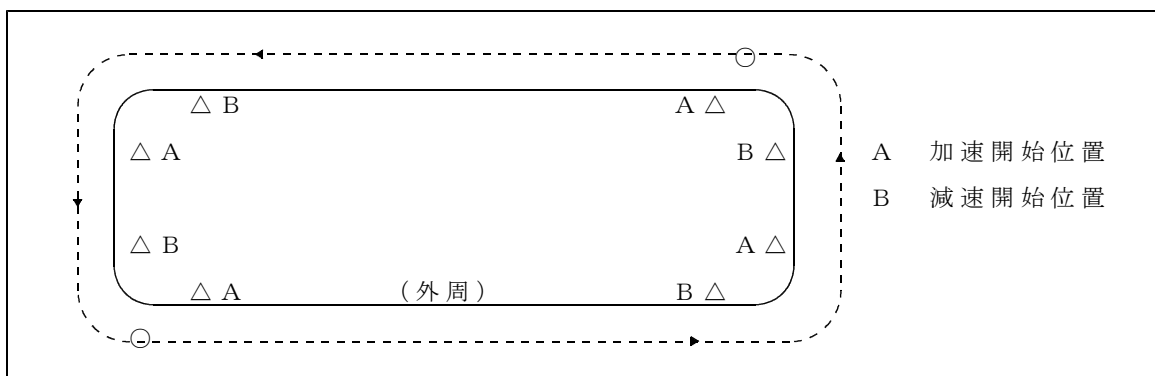
[発進、停止及びスピードの調節]



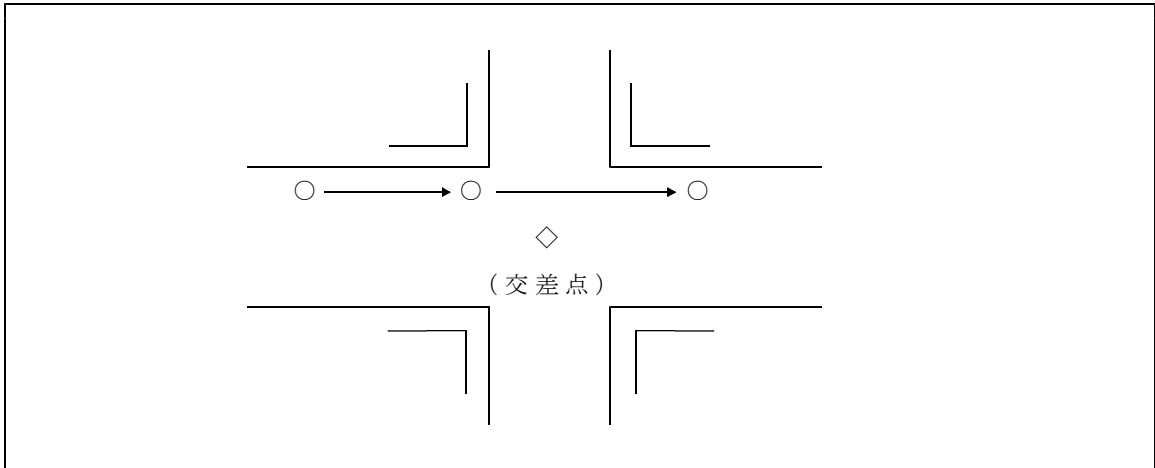
[8 の字走行]



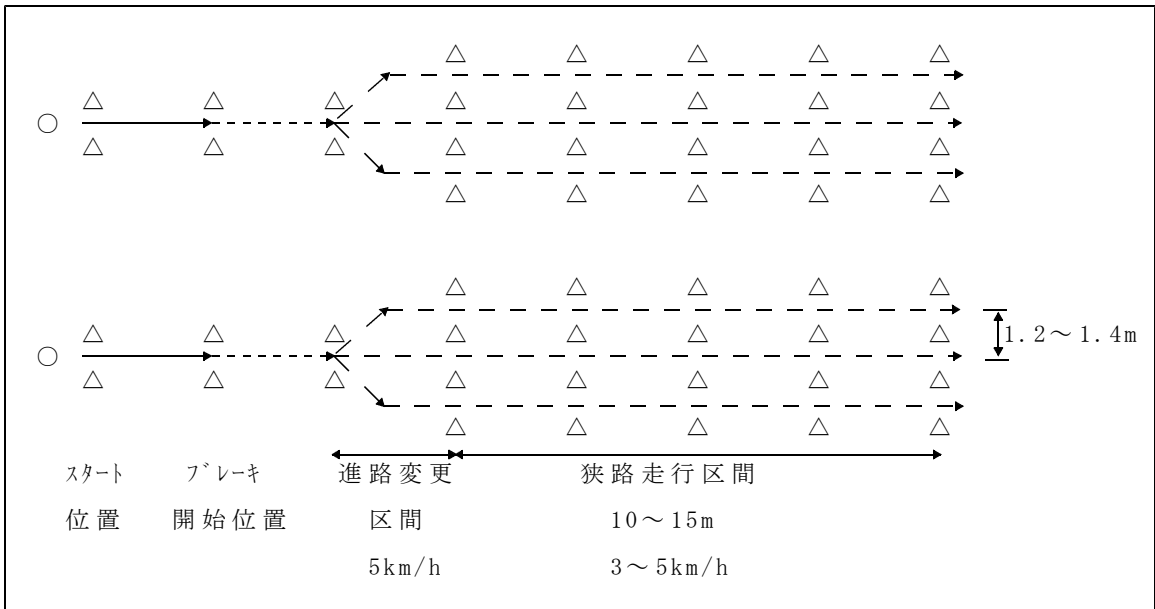
[カーブ走行]



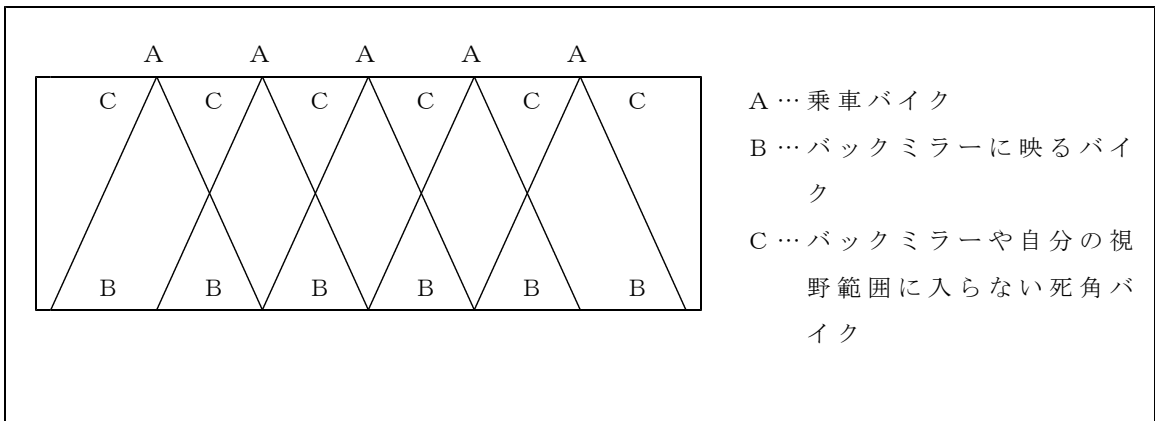
[徐行]



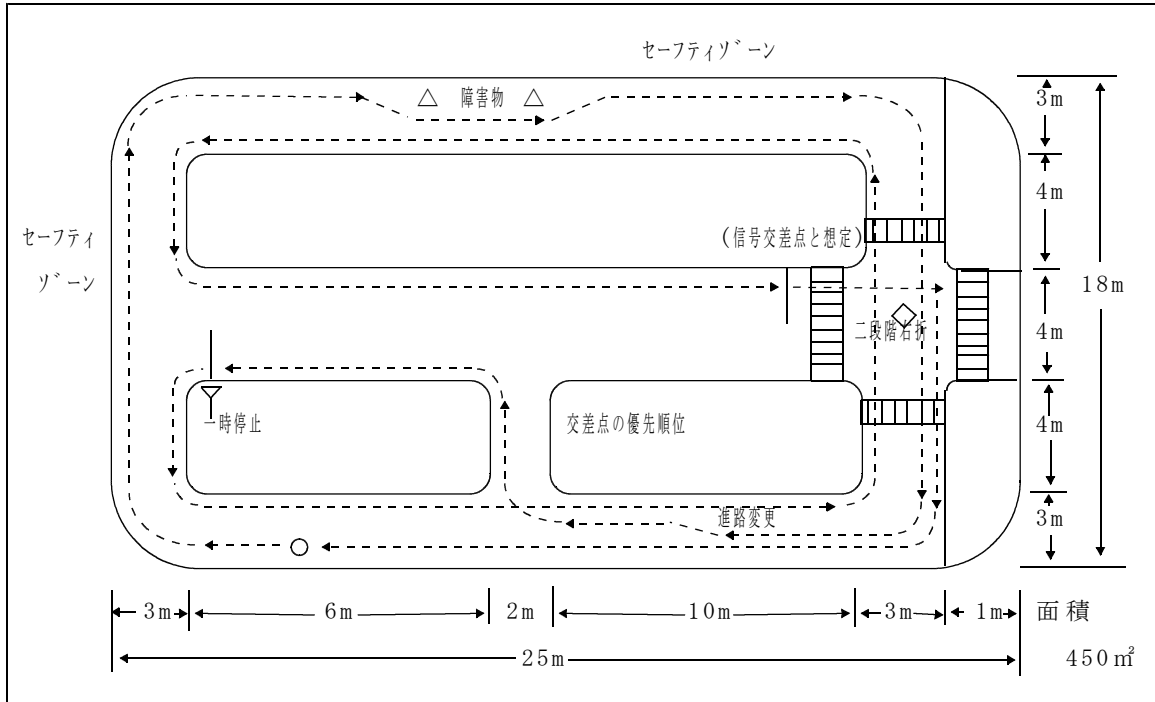
[狭路での安定走行]



[視点・視野範囲]



○ 応用走行の課題とコースレイアウト



別記

第1号様式

年 月 日	
高知県公安委員会 殿	
団体名	
代表者役職名 氏名	
講習指導員承認申請書	
次の者を講習指導員として任用したいので申請します。	
指導員の種別	原付講習指導員
住 所	
氏名・生年月日	年 月 日(歳)
運転免許の種類 及び運転経歴	
適格性を有すると 認められる理由 (交通安全教育等 の業務に従事した 経験及び運転指導 の実務経験等)	
備 考 (添付資料等)	<input type="checkbox"/> 運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 特別指導員の終了証明書等の写し <input type="checkbox"/> 指導員の終了証明書等の写し ※<u>教習指導員の資格を有する者並びに既に承認を受けている者は申請を要しない</u>

第2号様式

第 号

承認書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者を原付講習指導員として承認する。

年 月 日

高知県公安委員会 印



第3号様式

原付講習受講申出書		年 月 日																																													
高知県公安委員会 殿																																															
住 所 (住民票のとおり記載)																																															
氏 名																																															
生 年 月 日	年 月 日	生 (歳)																																													
過 去 の 免許取得歴	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>大</td><td>中</td><td>準</td><td>普</td><td>大</td><td>大</td><td>普</td><td>小</td><td>原</td><td>け</td><td>大</td><td>中</td><td>普</td><td>け</td><td>無</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自</td><td>自</td><td></td><td></td><td>ん</td><td>型</td><td>型</td><td>通</td><td>ん</td><td></td> </tr> <tr> <td>型</td><td>型</td><td>型</td><td>通</td><td>特</td><td>二</td><td>二</td><td>特</td><td>付</td><td>引</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td>二</td><td></td> </tr> </table>		大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	け	無						自	自			ん	型	型	通	ん		型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二	
大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	け	無																																	
					自	自			ん	型	型	通	ん																																		
型	型	型	通	特	二	二	特	付	引	二	二	二	二																																		
注意事項		手数料																																													
<p>1 氏名、生年月日、住所欄は、明瞭に楷書で記入してください。</p> <p>2 手数料は、高知県収入証紙で納付してください。</p> <p>3 ※印欄は、記載しないでください。</p>																																															
※講習日																																															
※講習場所																																															

第 号

原付講習終了証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日に道路交通法第108条の2第1項

第6号に掲げる講習を終了した者であることを証明する。

年 月 日

高知県公安委員会 印

第4号様式

講習受講者名簿

番 号	受 講 者 名	性 別	原付講習終了証明書受領確認欄
1		男 ・ 女	
2		男 ・ 女	
3		男 ・ 女	
4		男 ・ 女	
5		男 ・ 女	
6		男 ・ 女	
7		男 ・ 女	
8		男 ・ 女	
9		男 ・ 女	
10		男 ・ 女	
11		男 ・ 女	
12		男 ・ 女	
13		男 ・ 女	
14		男 ・ 女	

注 原付講習終了証明書受領確認欄には、受領者に署名をさせること。

第5号様式

センター長	次長	補佐	係長等	庶務係	年月日
					受託者担当

原付講習実施結果報告書

原付講習の実施結果については、次のとおり報告します。

実施年月日									
実施場所									
実施者	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> <td style="border-bottom: 1px dashed black;"></td> </tr> </table>								
受講者数	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">人</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">男女</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">人</td> </tr> </table>	人	男女	人					
人	男女	人							
備考									

- 注1 原則、講習は受講者10名を1グループとし、講習指導員3名で実施すること。
 注2 実施者欄は、講習を実施した指導員が氏名を自署すること。(代筆不可)

第6号様式

原付講習実施結果報告書（月報）

受託者名

年 月分

センター長	次 長	課長補佐	係 長	主 任
講習実施回数		受講者数		
回		人（再受講者 人）		

注 原則として翌月3日までに免許センターに送付すること。

第7号様式

年 月 日

高知県警察本部長 様

住所

氏名

請 求 書

一金 円也 (消費税を含む)

ただし、 年 月分の原付講習委託料として
なお、内訳は下記のとおりです。

記

場 所	受 講 者 数	金 額

免許センター長 殿

報告者

事故発生報告書

原付講習中に次の事故が発生しましたので、報告します。

発 生 日 時		
発 生 場 所		
事 故 概 要		講義・基本操作()・基本走行()・応用走行()・その他() 中に、受講者が したものの。
受 講 者	住 所	
	氏 名 等	年 月 日生(歳)
	損害の程度	
	状 態	ヘルメット 有・無、手袋 有・無、服装(長袖・長ズボン・靴)、その他()
指 導 員	住 所	
	氏 名 等	年 月 日生(歳)
	損害の程度	
	状 態	ヘルメット 有・無、手袋 有・無、服装(長袖・長ズボン・靴)、その他()
員	指導員歴等	約 年 月 (承認日 年 月 日)
事故時の状況		
事故後の措置		
再発防止対策		

※ 写真、図面等を添付すること。